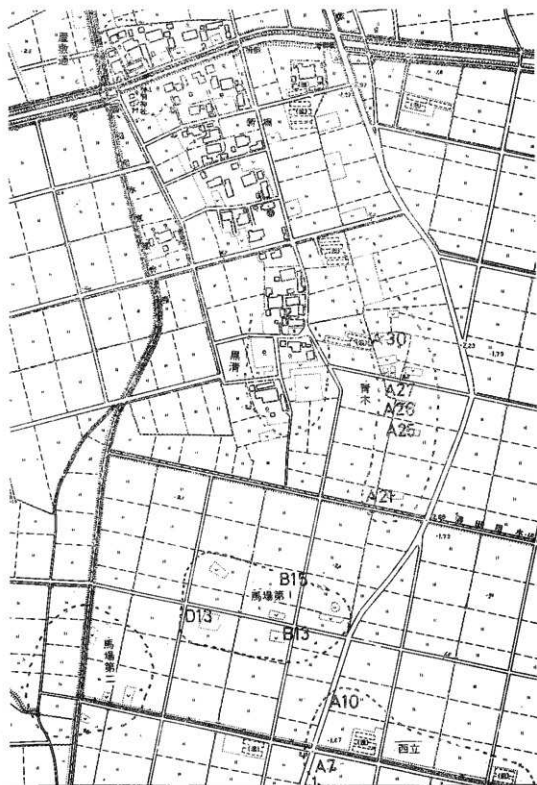


県営圃場整備事業に伴う埋蔵文化財
発掘調査報告書（昭和56年度分）

青 木 遺 跡
馬場第1遺跡
西 立 遺 跡

1982

静岡県磐田郡浅羽町教育委員会



梅山分区内遗跡分布圖(1:4000)

序 文

浅羽町は海岸平野に位置し、江戸時代より浅羽一万石といわれてきた穀倉地帯である。このたび、遺跡発掘の対象となった梅山地域は、浅羽平野の中央部に位置し、水田地帯である。たまたま県道工事によって遺物が採集され（昭和39年）一部識者の間では浅羽の歴史を知る上で注目するところとなったが一般住民は余り関心を示さなかった。

昭和49年度より県営圃場整備事業が実施され、昭和56年度は梅山地区が対象となり、工事施行に伴い遺跡を発掘調査する必要性が生じた。町教育委員会は、文化財保護の立場から県教育委員会の指導、助言を得て、梅山遺跡群の埋蔵文化財確認調査を進めた。その対象は、西立遺跡、馬場第一遺跡、青木遺跡の3ヵ所で発掘調査の結果、古墳時代から室町時代に至るまでの集落跡、水田址、遺物等、貴重な資料を得ることができた。

この発掘調査により、住民が文化財と郷土の歴史に興味と関心が高まりつつあることは喜びにたえない。このたび刊行される報告書が、出土品その他の資料と合わせて郷土の歴史をひもとく素材として多くの方々を活用を切望して止みません。

ここに発掘調査及び報告書刊行についてご指導ご協力いただいた柴田聡調査員をはじめ関係機関、地元関係各位に対し深く感謝と敬意を表わす次第です。

昭和57年3月

浅羽町教育委員会

教育長 鈴木 豊

例 言

1. 本書は、県営馬場整備事業（浅羽地区梅山分区分昭和56年度施工予定地）に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、主として遺跡の確認を行った第1次調査（1981年6月10日から1981年7月10日）と、これによって発見された遺跡の本格的調査（1981年7月20日から1981年3月25日、これを第2次調査と呼ぶ）および以後の工事に伴う立会い調査である。
3. 調査の対象となった遺跡は、青木遺跡、馬場第1遺跡、西立遺跡である。
4. 調査体制は下記の通りである。

調査主体者 鈴木 豊（浅羽町教育委員会教育長）

調査担当者 柴田 稔

調査補助員 篠原修二、栗原雅也

なお、調査に当っては、山崎克己、中嶋郁夫、伊藤美鈴、大場範子の各氏から御協力を得た。

5. 整理は、柴田、稔が行ったが、山村 宏、中嶋郁夫、伊藤美鈴、篠原修二の各氏から御協力を得た。
6. 本書の執筆は、柴田 稔が行った。
7. 調査から報告書刊行までの事務は、すべて浅羽町教育委員会で行った。
教育長 鈴木 豊 派遣社教主事 中村善三郎、社会教育係長 松川幸雄
8. 調査および整理に関しては、各氏・各団体の御協力を得た。御芳名を記し謝意を表したい。

岡本芳見、岡本春子、岡本慎一、柴田元治、大石みちゑ、永田みつ、柴田きく、金原長平、原田喜子、金原忠恵、近藤やす子、静岡県磐田土地改良事務所（所長 鈴木勇次郎、課長 長谷川昭平）浅羽町土地改良課（課長 宮地 実）
浅羽工区梅山分工区（工区長・浅羽芳郎）、岡本工業、鈴木工務店、遼美設備工業、梅山自治会、（会長、杉本富平）、新堀自治会（会長、立石享一）、鈴木久緒、浅羽良一

目 次

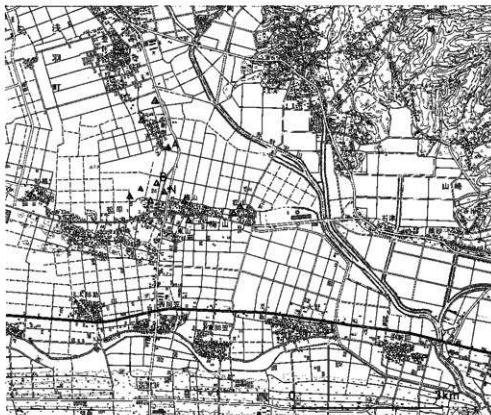
1. 遺跡の位置および環境…………… 1	5. 馬場第1遺跡……………19
2. 調査の経過…………… 4	6. 西立遺跡……………23
3. 第1次調査…………… 5	7. まとめ……………28
4. 青木遺跡…………… 8	

1. 遺跡の位置および環境

当報告書において報告する遺跡は、便宜的に梅山遺跡群と呼ぶこととしている。当遺跡群は、浅羽町梅山、新堀、松原などに分布しているが、十分に把握されていないのが実態である。

東海道本線袋井駅から約6km南下すると、浅羽町梅山に至る。この付近は、通称浅羽平野と呼ばれる海岸平野地帯の真只中である。都市化の波はそれほど大きくはなく、今も一大穀倉地帯の景観のままである。ここでの最大懸心事は、減反政策にどう対応するかであろう。また、村落共同体的様相も随所に認められ、急速に侵入した資本主義自由社会的思索や産業化のなかで構成体のアンバランスも見せている。

さて、浅羽平野の成立に関しては、「静岡県史」にも記されているが、いわゆるリトリナ海進に継ぐローマン海退にその原因を求めることができよう。したがって、その成立の時期は、縄文時代中期ごろとして大過ないであろう。



第1図 梅山遺跡群分布図 A. 青木遺跡、B. 馬場第1遺跡、N. 西立遺跡

海水準の低下に伴って陸地化した砂洲のなかで、もっとも典型的様相を見せるものが、旧東浅羽村から旧西浅羽村西ヶ崎にかけてである。海拔は、もっとも高い所でも3 m強であり、水田面からは0.5~1 m程度の高さを保っている。この微高地は、さらに数条の東西に長い低地帯によって別けられる。また、低地帯からは、巾狭で奥行のない低地が南北方向で各所に認められる。これらは、砂堤および砂堤列間低地ならびに埋積浅谷としてとらえることができる。

また、梅山地内北側から東側にかけては、極度の低地帯が認められる。袋井市岡崎から大須賀町清ヶ谷、石津などの地域で、海拔が1 m以下となる部分も多く認められる。この地域が、かつてラグーン（潟湖）を形成していたことは、袋井市岡崎大畑貝塚によって説明するまでもなく、江戸時代末期までラグーンが残存していた事実がある。

この時期の人類の痕跡が、梅山字村前から採集された剥片であろう。縄文時代からわずかながらも人間の足跡は認められる。

東西に長い砂堤列と、その背後に展開したラグーンに対し、南北に長い微高地がある。

浅羽町豊住から新堀を通り梅山八幡宮に至る間で、県道袋井同笠線にそった西側付近である。

この地域の特色は、砂層が基層となり、新堀地内のように露頭した部分もあるが、大半が水田面下に没し、その上部を褐色粘土が覆った微高地と、褐色粘土が認められず、かつ

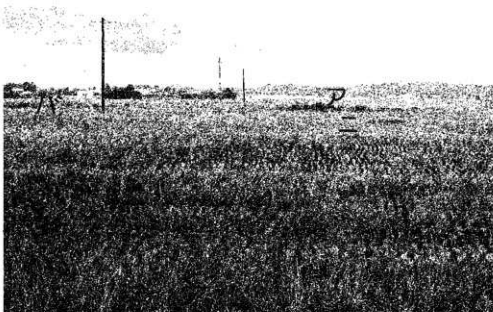


写真1 梅山遺跡群全景（バ、馬場遺跡、ア、青木遺跡、ニ、西立遺跡）

砂層が急速に低下し、ビートの堆積すら認められる低地帯から形成されている点であろう。この成立が、いわゆる選積浅谷によるものか、あるいは旧太田川水系の一部として理解すべきかは今後の課題とするが、褐色粘土層の上部には古墳時代前期の遺物を含んでいる。

微地形に関しては、地質学的調査が行われていない現在では把握に困難な点も多いが、遺跡立地との関連は無視できないものであり、早急に調査されなくてはならない。

この地域への人類の定住が開始されるのは弥生時代である。

梅山字松山部落北側の微高地から低地に移行する部分からは、太型蛤刃石斧が採集されている(金原長平氏蔵)。また、松山部落西側からも最近弥生時代後期の土器が採集された(岡本慎一氏蔵)。これらは、梅山遺跡群中では最も古い時期の遺物であろう。

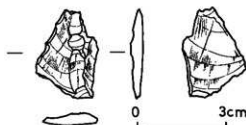
古墳時代前期になると、当報告書に掲載した青木、馬場の両遺跡の他松原字宮西などからも遺物が発見されるようになる。後期になると、分布はさらに広くなり奈良時代に至っている。

平安時代の9・10世紀代は、実態がつかめないが、11世紀ごろの遺物は、先の青木、馬場の両遺跡以外にも各所で認めることができる。

鎌倉時代の遺跡は、西立遺跡の井戸跡で代表されるように、青磁なども出土し、有力なものもある。浅羽庄司宗信の名が吾妻鏡に認められるように、浅羽平野余域が穀倉地帯となる時期であろう。

以上の梅山遺跡群は、鎌倉時代に終末を向えている。これは、この時期に集落立地が大きく変るためであろう。これまでの集落は、主として粘土層上に立地し、散村的景観を呈していたのに対し、梅山、松原のように、砂丘上に集村的景観を呈するようになる。この村落が成立して行く過程は、いわゆる一門や旧家の占地などの検討によってある程度理解できる。

ともあれ、「昔しは海だった」という、きわめて単純な発想と、それを信じてきた浅羽平野の住民にとっては、寂耳に水の感さえある今回の調査が、今後の浅羽を支える大きな力であることはうたがいない事実であろう。



第2図 梅山村前出土の剥片

2. 調査の経過

1981年度の県営圃場整備事業（浅羽地区梅山分工区）は、県道西岡笠浅羽線の西側が対象となった。この地区は、1964年以来遺跡の存在が知られていたが、いかなる事情か「静岡県遺跡地名表」には掲載されていなかった。少くとも1964年3月には遺跡発見届、遺物発見届、遺物保管証などが提出されている。このうち、遺跡発見届は、写真等が添付されていないため届出人にもどって来ているが、地主からの届出に対して、実に珍妙な対応である。

その後、静岡県遺跡地名表作成に際して、二度ほど浅羽地区の担当者に位置を説明しているが、この時も忘れられている。

このため、圃場整備事業に先立って行われた県道工事によって遺物が採集されるまで、遺跡のとりあつかいは協議されないままであった。

これは、工事に対する文化財保護の対応としては決してすみやかなものではなく、このため、調査にもある程度の無理が生じた。

調査は、工事によって現状が変更される部分全域を確認調査し、遺跡が発見されれば、その範囲の全面調査を行うこととした。

第1次調査は、1981年6月10日から同年7月10日まで行った。

原則として遺跡の可能性が考えられる地域を、水田の区割に合わせてグリッド調査することとした。この状況は、第1次調査として後に記すが、水路の新設が予定されていた青木地内分は第1次調査において全掘することとした。

第1次調査で、西立・馬場・青木の三地点に遺跡が確認されたため、7月20日から第2次調査を開始した。

第2次調査は、西立遺跡の調査と馬場第1遺跡の調査が中心となり、青木遺跡などでの旧水路改修分に関しては立会いとなった。

各調査の状況は、後記する。

西立・馬場第1の両遺跡の調査は、8月31日までにほぼ終了し、9月に残務整理を行った。

立会い調査は、9月以降漸次行ったが、A20地点、A7・8地点付近で少量の土器を採集したのみである。

3. 第1次調査

当章は、1981年7月に提出した「県営圃場整備事業（浅羽地区梅山区分、昭和56年度施工予定地）に伴う埋蔵文化財確認調査報告書」の一部である。したがって、後の本調査の所見と異った点も多少はある。

〔遺跡の概要〕

表に示した各グリットの状況、および周辺の表面調査から、当工区内の遺跡の分布は、次のように考えられる。

遺跡は、A21～A30付近（青木遺跡・新堀地区に連続する。）、A6～A11付近（西立遺跡・馬場第1遺跡と同一の可能性もある。）、B12～B16及びD12～D16付近（馬場第1遺跡）、小字馬場996番地付近（馬場第2遺跡）の4遺跡に分けることができる。また、他の地点は、低地帯を形成しているが、これらは各時代の水田址であろう。

次に、遺跡の性格は、下記のように考えられる。

青木遺跡は、古墳前・後期、奈良、平安、鎌倉、室町時代の主として集落跡であろう。西立遺跡は、室町時代を主としているが、古墳後期～鎌倉時代も一部に認められる集落跡であろう。青磁片が採集された点は特筆すべきものである。

馬場第1・第2遺跡は、低地帯によって隔てられた遺跡である。奈良～平安時代を中心としているが古墳前・後期、鎌倉、室町時代も一部に認められる集落跡であろう。

次に遺跡の特徴は、下記のようなものである。

青木遺跡は、自然堤防上に立地し、A20付近を南限とし、新堀、豊住地区へと南北に長く点在する遺跡の一部と考えられる。西立・馬場第1・第2遺跡は、松原、松山地内を含む砂堤列上に立地し、東西に長く点在する遺跡の一部であろう。また、何れの遺跡も範囲は広大ではなく、中・小遺跡に属するが、これらの個々の遺跡が結合して機能する遺跡群の性格が強いと考えられる。この場合、中心的集落としては青木遺跡を考えることができる。

以上のような諸点から当工区内に存在する遺跡は、梅山遺跡群と総称できるものの一部であると考えられるが、旧来から知られている諸井地区の遺跡との関連などは充分に検討する必要がある。

〔所見〕

遺跡の確認調査の概況は以上のようなものであるが、これらから古墳前期頃では、農業生産における単位集団と、それらの結合からなる集団との関係等を知る良好な資料といえる。また、律令制以後においては、いわゆる散村の典型的例であり、現在の東浅羽地区成立を知る貴重な資料であろう。

しかし、それらにも増して、東浅羽地区が少なくとも古墳時代前期（実際には弥生時代後期）には、稲作を主体とした農業が可能となり、その状況がかなり進歩している点からは、松林山古墳で代表される前期古墳築造という、古代大和政権成立前史の一翼を担っていた点を証明できたことは重大であろう。

今後に予想される工事においては、このような遺跡の存在を十分留意し、周到な計画で行うべきであろう。（柴田）

表 1. 各グリットの調査概況

グリット名	遺 構	遺 物	所 見	備 考
A 2			○低地帯	未調査
A 4			○低地帯	〃
A 7	溝	陶質土器	○室町時代頃の住宅地の一部と考えられる。	A 6 を変更
A 8			○低地帯	
A 10	旧水路	須恵器 土師器 陶質土器 青磁	○旧水路は、昭和30年代まで使用していたものであるが、出土遺物はローリングが少なく近くに遺構の存在が考えられる。	
A 20		土師器 須恵器	○遺物包含層が約50cm認められる。包含層下面は、現水田面下約10cmである。	畑
A 25	大型溝?	土師器 須恵器 木器	○畑面下約110cm(水田面下約50cm)は、古墳時代包含層。畑面下約110cm～170cm(水田面下110cm)は、大型溝状遺構内部堆積(この層から多重の土器を出土する。)	畑
A 26	土坑 旧水路 ビット	土師器 須恵器	○包含層は、認められないが表土下約15cmで遺構が検出される。内部堆積土中には多量の土器が含まれている。 旧水路内には、遺物は含まれていない。	現水路以南の新設水路予定地。
A 26	土坑(2) 旧水路 ビット	土師器 須恵器	○A 26と同様である。土坑は切り合いを見せているが、何れも古墳前期に属し、型式学的に貴重な部分である。 ビットは、古墳後期と考えられる。	現水路以北の新設水路予定地

A 30	溝 (2)	須恵器 土師器	○畑面下約40～60cm(水田面上10～30cm)は包含層。 畑面下約60～110cm(水田面上10cmから水田面下40cm)は、古墳後期の溝状遺構畑面下 120cm～160cm(水田面下50～90cm)は古墳前期の溝状遺構(自然?) 両者の間には無遺物層がある。これが5世紀後半から6世紀前半の層であるとすればきわめて興味深い。	畑
B 2			○低地帯	未調査
B 4			○低地帯	〃
B 8			○低地帯	〃
B 10			○低地帯の一部	
B 13	溝 ビット	須恵器 陶質土器	○遺構は耕土直下から発見される。 遺構は平安後期に属し、住宅址の一部であろう。	旧畑 B 12を変更
B 14			○土層はB 13に類似している。	
B 16		陶質土器	○低地帯の一部	
B 18			○低地帯	
B 20			○低地帯	
B 23			○ローリングが激しく黒清地区からの再堆積と考えられる。	
B 24		陶質土器	○B 23と同じ	
D 2			○低地帯	未調査
D 4			○低地帯	〃
D 6			○低地帯	〃
D 8			○低地帯の一部	
D 10			○低地帯の一部	
D 12			○遺跡の南西端であろう。	
D 14			○微高地の一部、砂堤の最高所	
D 16			○低地帯	未調査
D 18			○低地帯	〃

4. 青木遺跡

青木遺跡は、すべて第1次調査の対象として実施した。調査は、水田内に点在する畑地が遺跡であることの確認と、水路新設予定地の全掘とに分けて行った。前者がA21・25・30の各グリット、後者が、A26・27の各グリットである。後者に関しては、第6図に示したように、トレンチ調査の内容を持っている。

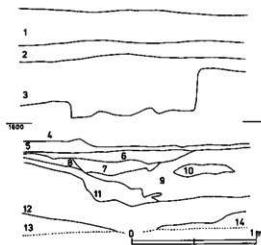
各グリットの調査結果は以下に記すが、A30グリット付近を最高所とした砂の高まりを基盤とし、自然堤防状の微高地が形成されていたことがうかがえる。基本的層序は、馬場第1遺跡と同様である。

遺跡は、この自然堤防上に立地している。

〔A25グリット〕

宇青木1113番地の畑地西端に設定した試掘グリットである。

地表面高は、海拔 2.5mであり、水田面との比高は 0.6mである。



第3図 A25グリット西壁断面図

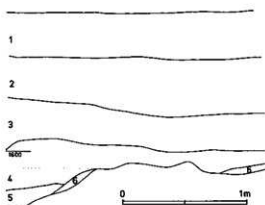
1. 耕作土 2. 明茶褐色粘土 3. 茶褐色粘土
4. 淡暗茶褐色粘土 5. 暗茶褐色粘土 6. 淡暗茶褐色粘土
7. 暗茶褐色粘土（黒色泥炭を含む） 8. 暗茶褐色粘土
9. 淡暗茶褐色粘土 10. 暗茶褐色粘土
11. 黒色泥炭質粘土（茶褐色泥り） 12. 暗褐色砂質粘土
13. 青灰色砂質粘土 14. 青灰色砂質土

全体に堅い粘土層であるが、1から4層は特に堅い。1層は耕作土、2層は畑地造成時の盛土である。3・4層は類似した層であり、少量の土器を含んでいる。

5層は比較的容易に色別でき、全体に均一的な水平堆積を見せている。遺物包含の有無は確認できなかった。

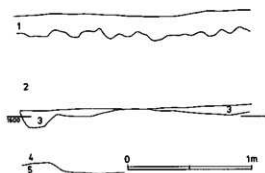
6から12層は、褐色粘土、褐色砂、分解の進んだ黒色泥炭などから構成されているが、多量の鉄分を含んでいる。各層の堆積状況からは、深さ0.7～0.8mの窪地内堆積が予測できる。7・11層は特に黒色泥炭を多く含んでいるが、9、12層内にも厚さ0.5～1cm程度の泥炭が擬層状に堆積している。また、部分的には分解のあまり進まない褐色泥炭も認められる。

9から12層には多量の遺物が含まれている。特に大型の上器片が目立つ鉋、鎌、越具であろう木器も発見されている。



第4図 A30グリット東壁断面図

1. 耕作土 2. 明茶褐色粘土 3. 褐色粘土
4. 明褐色粘土 5. 暗褐色砂質粘土 6. 暗褐色粘土 7. 褐色砂層



第5図 A21グリット北壁断面図

1. 耕作土 2. 褐色粘土 3. 褐色砂質粘土
4. 褐色砂 5. 青灰色砂



写真2 A25出土木器

〔A30グリット〕

字青木1131番地の畑地西端に設定した試掘グリットである。

地表面高は、海拔 2.7mであり、水田面との比高は約 0.7mである。

1から3層は、いずれも堅い粘土層であるが、1層は表土、2層は畑地造成時の盛土である。また、3層は、古墳時代後期の遺物を比較的多く含んでいる。この3層は、グリット南壁西よりの部分では消滅しており遺構内堆積の可能性が強い。

4層は無遺物、6層は、古墳時代前期の土器を少量含んでいる。5・6層は、7層を掘り込んだ遺構内地積の可能性が高い。7層は、基層であるが、漸移的に青灰色砂層となる。

第13図は、当グリットおよび北側水田から発見された須恵器である。

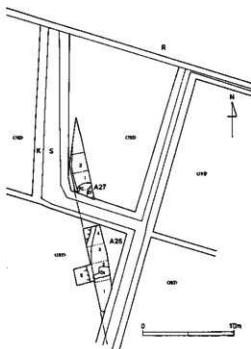
〔A21グリット〕

字青木1107番地の畑地内に設定した試掘グリットである。

地表面高は、海拔 2.2mであり、水田との比高は 0.4mである。

畑地造成時の盛土は認められない。2層は、青灰色粘土を斑状に含む褐色粘土である。少量の土器片を含んでいるが、時期不明である。

4層は、粘質の強い砂層で、無遺物である。5層は、青灰色砂層であるが、約 0.2 m下からは砂質の強い青灰色粘土となる。この層は、1 m以上続くようである。



第6図 青木遺跡、A26・27付近概況図
S.水路、R.道路、K.畦畔

〔A27グリット〕

字1122番地に設定したグリットである。
水路新設予定地であったため、全域を調査した。

基本的層序はA26グリットと同様であるが、褐色粘土層の一部（9層）は、少量の上器を包含している。

遺構は、溝状遺構、土坑状遺構、小穴である。

溝状遺構は、グリット南端に「L」字状に発見された。5層がこの遺構内堆積土であるが、9層との色別はかなり困難である。このため、明瞭な形で遺構を検出することはできなかったが、東壁断面での観察では巾1.4m、深0.35mの断面満鉋形である。しかし、南壁の断面では、底面の一部に6層が堆積している他、床面にも凸凹がある。

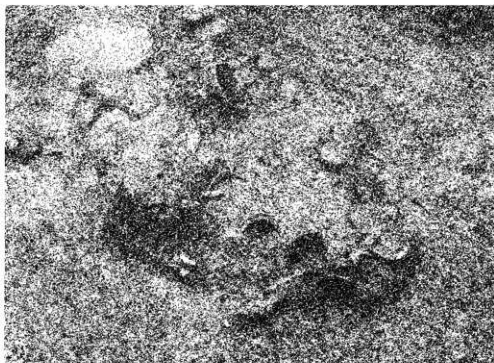


写真3 A27、溝状遺構遺物出土状況

多量の土器を含み、部分的に炭化物の薄層が認められる。

土坑状遺構は、先記の溝状遺構の下部から発見された。7、8層が堆積し、9、10、11、12層を切っている。グリット南東隅から発見され、遺構の大半が用地外となるため、性格は不明である。現状で巾1.6m、深0.7mであり、比較的大型の遺構である。層位的には、明らかに先の溝状遺構より古い。7層は、他の層とは比較的明瞭に色別されるが、8層と、9、10、11層とは類似している。7層には、比較的多くの土器が含まれている。8層には、少量の土器が含まれている。

以上の他、須恵器小片を出土した小穴（4層が堆積）が1例発見されている。また、3層は、III水路内堆積の一部である。

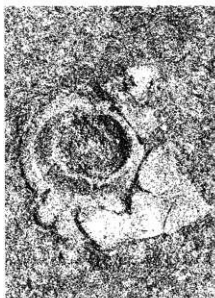
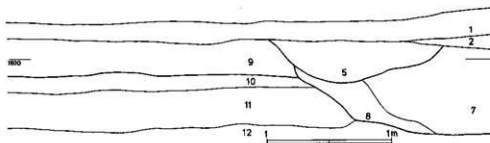
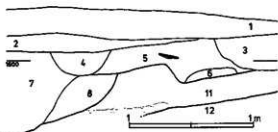


写真4 A27、溝状遺構底面遺物出土状況



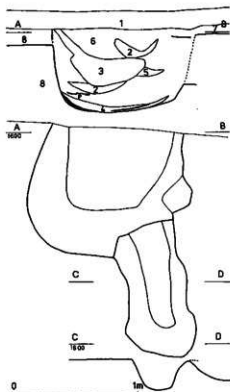
第7図 A27東壁セクション



第8図 A27南壁セクション

第7・8図土層説明

1. 耕作土 2. 灰色砂 3. 青褐色粘土 4. 暗褐色砂質粘土 5. 褐色粘土(やや砂質) 6. 褐色粘土(炭化物多) 7. 暗褐色粘土 8. 淡暗褐色粘土 9. 褐色粘土 10. 褐色砂質粘土 11. 褐色粘土 12. 青灰色砂(粘質)、黒、炭化物



第9図 A26-2 土坑実測図

1. 耕作土 2. 暗灰色粘土 3. 暗褐色有機粘土 4. 灰 5. 灰色粘土 6. 褐色粘土 7. 褐色粘土 8. 褐色粘土 P. 土器黒塗、炭化物

層を含んでいる。また、7は、ごく少量の土器片と、同層下端に厚さ 0.5cm程の炭化物の層がほぼ水平に点々と発見されたことから、8とは区別できるものと考えた。8は、遺物をまったく含んでいない。遺構は、この3層の若干の違いから検出しているが、南壁（図面右側）では、床面付近まで確認できなかった。

遺構の性格を決定する資料は発見できなかったが、土坑内の灰・炭化物の層や、7層とその直下にある炭化物の層などから、住居址の一部ではないかと考えているが、柱穴、炉址などは発見できなかった点や、炭化物の層の広がりやを十分に確認できなかった点などからは、確実性は乏しいであろう。

このグリットにおける褐色粘土は、地表下約90cmまでつづき、以下青灰色粘土（地表下110cm）、青灰色砂質粘土（同120cm）とつづき、暗青灰色粘土となる。

〔A26グリット〕

A26-4グリットの調査では、旧水路によって、遺跡は完全に破壊されていた。しかし公園等の調査によって、旧水路と現水路間に若干破壊をまぬがれている部分と考えられた。また、この部分が新設水路分となるため、グリットを追加して調査した。

第9図は、A26-2グリット発見の遺構実測図である。

巾約 1.2m 深約 0.6m長不明の上坑と、巾約 0.5m、長約 1.1m、深約 0.3mの溝状遺構である。両者が、同一の遺構であるかは確認できなかった。

耕作土直下に若下の暗褐色有機粘土と土器片が発見されたことが当遺構発見の契機である。何らかの遺構を予測しながら約10cm削り下げたが、遺構の平面形は発見できなかったこのため、暗褐色の土を目安に掘り下げた結果、多量の土器片や、炭化物、灰などの層が確認でき、図示した遺構となった。

ABセクションの6～8はいずれも褐色粘土である。この三者の色別はきわめて困難な状況である。6は、2～5のような有機質の

〔出土遺物〕

遺物は各グリットから出土し、調査面積に比較すれば豊富な量である。これらは、主として市埴時代前期の土師器、同後期の須恵器である。

両者は、いずれも興味深い資料であり、若下の検討も必要である。したがって、ここにおいては遺構の年代決定も含めて検討したい。

＜土師器＞

A25、26、27の各グリットから良好な資料が出土している。いずれもいわゆる古式土師器であるが、A25、27のグリットでは、遺構あるいは層位のうえから若干の前後関係が認められる。

第10図1は、2～10に対しては下層から出土したものである。A25が、大型の遺構内に設定されたグリットであるという前提に立てば、前者は遺構底面、後者は遺構覆土内出土ということになる。出土量的には、後者が圧倒的に多く両者を比較するまでにはいたらない。

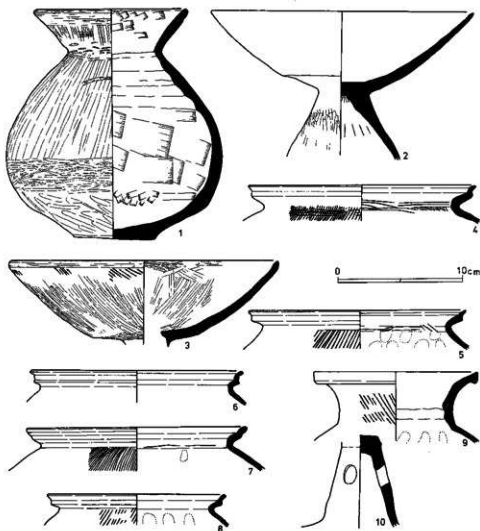
2～10の遺物を包含する土層中には、いわゆる菊川式系^{註1}の土器はまったく含まれておらず、菊川式の分布する地域であることからすれば、これに後続する時期^{註2}のものと考えられる。また、4、5は、S字状口縁甕形土器（以後S字甕）の分類では、Ⅱ類に属するものであろうが、6～8はⅢ類に含まれる例であろう。この両者は、覆土として一括できる層



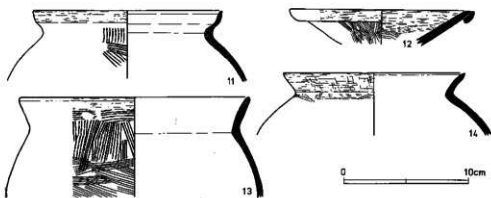
写真5 A26、土坑内遺物出土状況

位中での堆積順位を検討するなかでも発見の上下は確認できなかった。2は、新豊院山3号墓^{建3}や、弘法山古墳^{建4}などから出土する高坏に類似した点が多く認められ、古墳出現期の資料ともいえる。3は、10のような脚が付く可能性が強い。

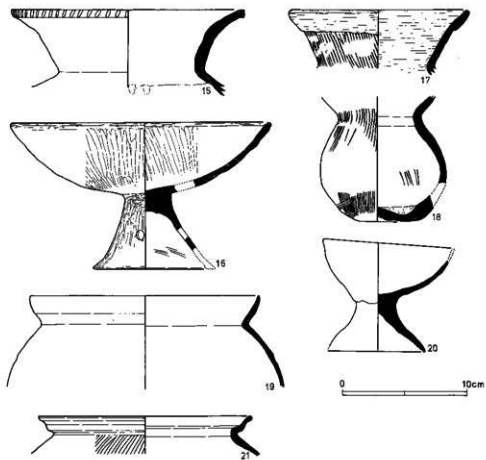
以上のような点などを総合すると、A25内で遺構覆土内出土土器は、従来考えられている土師器の隔年からは、遠江地方の菊川式でも新しい段階よりも新しく、また、尾張地方の元屋敷式全体とは併行するという結論が得られる。したがって、今後の問題は、S字竈II類とIII類とが元屋敷式を前後に分ける基準になりうるか否かという点を含めて、遠江における元屋敷式併行段階を細分することであろう。



第10図 A25グリット出土土器実測図



第11図 A26土坑内出土々器



第12図 A27土坑・溝内出土々器実測図

A27グリットからは、前後関係を確認できる2つの遺構が検出された。15、16を出土した土坑が完全に埋ってから17～21を出土した溝が掘られたと理解できる層位関係を示している。

両者は、いずれも元屋敷式併行としてとらえることができるが、その意味からは、15、16は、17～21と比較してより古い段階に属する資料であるが、いずれもA25グリット遺構内覆土と同一時期と考えられる。

11～14は、A26グリット土坑内出土であるが、S字襷は、II、III類を含む、また、相対的に古い要素が目につく。

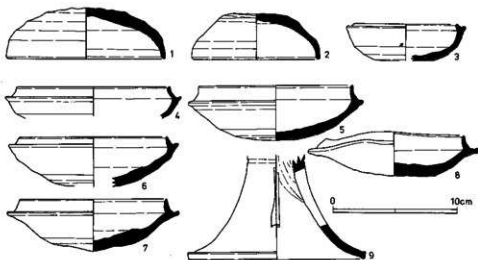
当調査は、調査面積が狭い点と、各遺構ともに全掘できなかったなどの点から、出土タ器を十分に検討できなかった。しかし、個々の所見からは、遠江地方で菊川式の新しい段階以降の、元屋敷式併行の段階は、三段階程度に細分できる可能性を示唆しており、今後の研究課題となるであろう。この場合、新豊院山古墳などは、元屋敷式の中段階を下ることはないと考えられよう。

〈須恵器〉

青木遺跡の場合、古墳時代後期以降もかなりの規模を持っているが、生活面が現水田面よりも高いことから、大型の遺構あるいは畑地内以外からは良好な資料を採集できない。また、伴出する土師器は風化され復元可能なものは少ない。

第13図2は、A30グリットの褐色粘土層から出土したものであるが、1、3～9は1964年に、宇青木1133番地から採集したものである。

遺考研編年Ⅲ期中葉およびⅣ期前半の資料であるが、従来のⅢ期中葉にはかなりの巾が



第13図 青木遺跡出土須恵器 (A30、31)

認められ、細分されなくてはならない。また、陶邑編年^{註7}との対比では、Ⅲ期中葉をT K43併行と考えている。これもまた再検討すべきであろう。

従来のⅢ期中葉と考えられる資料中には、蓋坯の天井部および底部に、回転ヘラ切り未調整の資料を含む他、ヘラ削り調整の認められないものも多い。4～5は、ヘラ削り調整が認められるが、1、7、8は、ヘラ削り調整は認められず、ヘラ切り未調整、あるいは、ナデ直し調整となっている。また、7、8の受部立ちあがりには、貼付け手法によっている。このような、後者の手法・調整は、陶邑T K209以前には認められないものであり、T K217以降に主体的となる。

後者の資料を、具体的に抽出した報告はないが、Ⅲ期中葉とされる古墳からは、相当量出土している。また、古墳内では両者がかならずしも分離できるとはいえない。

これらの検討は、別の機会に行うとするが、磐田市コシキ塚古墳では、遠考研編年Ⅲ期中葉の標準的なものよりは若干小さく、偏平な蓋坯が数個体含まれている。これは、自然釉^{註9}の発色が良く目立つ資料であるが、ヘラ切り未調整の例である。また、寺谷37号墳にも好資料がある。

結論的には、これらのヘラ切り未調整の蓋坯に代表される資料は、一般的に遠考研編年Ⅲ期後葉の須恵器とは別系譜にあり、另った生産集団の製品と考えられる。現状では、この系譜の生産地は遠江地方では発見されていないが、未報告ながら、清水市秋葉山古窯などは、同一系譜のさらに時期が下る例であろう。

また、これらを遠考研編年のⅢ期中葉の一部とするか、後葉に含めるか、新しい段階を設定するかなどは今後の問題としても、陶邑編年のT K217に併行すると考えることができる。さらに、尾張地方との対比では、光真寺古窯^{註10}と併行するようである。

【その他】

A25グリットの泥炭層中から木器が一点採集されている。(写真2)は、おそらく緯越具であろう。

青木遺跡の東限付近になるが、字大屋1148番地から奈良時代の円面硯片が採集されている。

註

註1、久永春男 「中部3 東海」 『日本の考古学・弥生時代』 河出書房 1966

註2、安達厚三・木下正史 「飛鳥地域出土の古式土師器」 『考古学雑誌60-2』 1974

註3、柴田 稔 「新豊院山墳墓群の調査」 『考古学ジャーナル191』 1981

註4、大塚初重他 「弘法山古墳」 松本市教委 1978

註5、大参義一 「弥生式土器から土師器へ」 『名古屋大学文学部研究論集』 1968

註6、山村 宏他 『大沢・川尻古窯調査報告書』 遠江考古学研究会 1966

註7. 中村 宏 『陶邑』 大阪文化財センター 1978

田辺昭三 『須恵器大成』 角川書店 1981

註8. 川江秀孝 『静岡県下の須恵器について』 『須恵器・古代陶質土器の編年』

静岡県考古学会 1979

註9. 柴田 稔 『寺谷、9、37、38号墳調査概報』 磐田市教委 1969

註10. 小島一夫 『光真寺古窯跡発掘調査報告書』 名古屋市教委 1979

以上の他 中嶋郁夫 『御殿・二之宮遺跡』、佐藤由紀男 『弥生時代後期の集団関係』、
足立順司 『湖西市埋蔵文化財発掘調査概報』、岩野見司 『一宮市史』 などによるところ
が大きい。

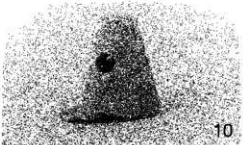
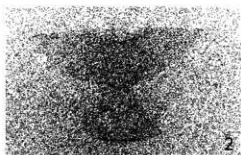
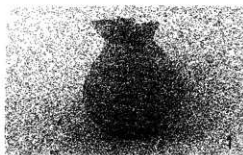


写真6 青木遺跡出土々器

5. 馬場第1遺跡

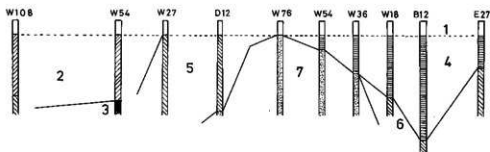
第1次調査において、B13グリットから少量の土器と遺構が検出された。このため第2次調査の対象とした。

〔遺跡の層序〕

青木遺跡と同様で、水田内の各所に畑地が点在し、微高地の様相を呈している。第1次調査において、粗雑ではあるがボーリング調査を行った。第14図は、B12区北端からD12区北端を結ぶ線上での結果である。

これによると、B12グリット西方約76mの位置では、砂層が表土直下に露頭している。しかし、この砂層は、この付近を頂点として急速に低下し、D12グリットでは、地表下約95cmとなる。また、D14区では地表下約30cmで砂層となるが、5m程西側では、地表下100cmでも砂層は認められない。B12グリット（後記する掘立柱遺構が発見された部分）では地表下130cmでも砂層は発見できない。図は、東西方向の柱状図であるが、南北方向にも同様な結果が得られた。

この小山のような砂の高まりを覆うように粘土の堆積が認められる。粘土層は、青灰色を基調とし、緑色の強いもの、有機質を含むもの、粘性の弱いものなどに区別されるが、個々の関連はつかめない。基本的には砂層の直上に堆積し、砂層の低下に伴って厚くなるが、やはり微高地の堆積をみせている。6層と5層とは類似しているが、2層は、粘性が弱く、少量の陶質土器を含んでいる。2層下には、部分的に褐色ビート層が発見され、2層が低地に堆積した粘土らしいことをうかがわせている。6層の上部には褐色粘土が堆積している。この褐色粘土は、あまり広範囲に認められないが、最上層には少量の古墳時代前期の土器を含んでいる。



第14図 馬場第1遺跡柱状土層図

1. 耕作土 2. 青灰色粘土(上部) 3. 褐色ビート 4. 褐色粘土 5. 6. 青灰色粘土
梅山字馬場926(E27)、949(B12、W18)、950(W57)、974(W76、D12)、1001(W27、W54)、
1020(W108)番地北側畦畔にそって

遺跡は、原則的には褐色粘土層上に営まれているようだが、西立遺跡では、5ないしは2層の上面に営まれている。

以上のように、当馬場第1遺跡は、起伏の激しい砂層上に、その起伏を均すように堆積した粘土層上に営まれたことが理解できる。

〔調査区の概況〕

調査は、B13区およびB12区北側約4mに対して行った。実際に農道拡幅部分は、第15図P4より東側であり、大半は拡幅用地外である。しかし、この部分の水田面は、他よりも10cmほど高く、水田整地において破壊される恐れがあるため調査した。

遺構は、ピット群および溝状遺構である。

ピット群は、第15図に示したP1～P10のように、建物が想定できるものとそうでないものがある。

〔掘立柱遺構〕

B13区南端からB12区にかけて発見された。一辺60cm前後の隅丸方形の柱穴が基本的タイプであるが、P7のように不整形なものもある。P1～P10を一応関連性があるものと考えてみたが、柱痕はかならずしも一直線上にはない。破線は、それらを結ぶ推定線である。南および北に伸びる可能性は少ないが、西および東へ伸びる可能性は充分考えられる。柱間は、東西方向では約1.8m、南北方向は、P2～P3、P6～P7、P8～P9が約1.2mである他は約1.5mである。

出土遺物は、須恵器片、土師器片、須恵馬片であるが、すべて柱穴埋土内である。時期の判断ができる資料は、P4、P9などから出土している。須恵馬片はP1から出土した。第16図2、3は、P9から出土したものである。2に関しては、類例の検討が必要であろうが、遼考研編年Ⅲ期中葉の例とは異っている。他の資料は、P4出土例も含めて、遼考研編年Ⅳ期前半である。

P1からP10出土の遺物は、時期が限定され、もっとも新しくⅣ前半ごろである。

〔小ピット群〕

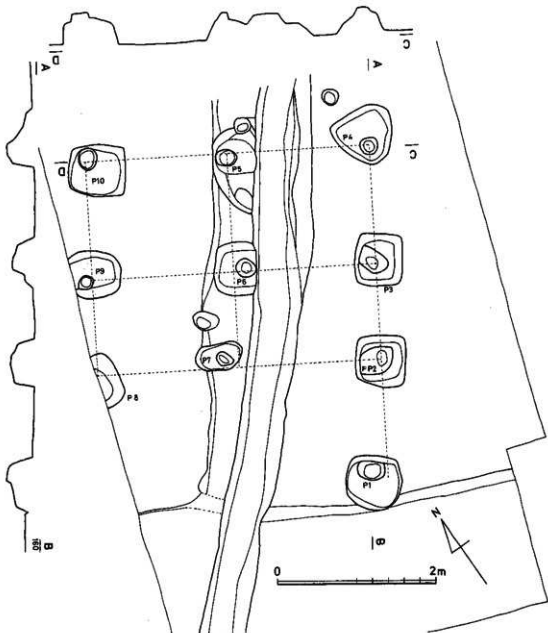
発掘区全域から点々と発見された。合計13個発見されている。これらの内、B13区北端から発見された三個は一直線上にならぶ他、Ⅳ前半の須恵器を出土している。しかし、他の例は、無遺物ないしは陶質土器を含んでいる。

〔溝状遺構〕

第15図で、発掘区を縦断するように検出されているのはその一部である。

巾60cm前後、深さ30～40cmである。B13区北端では、現道路下に消えている。底面は、北から南に向って傾斜している。

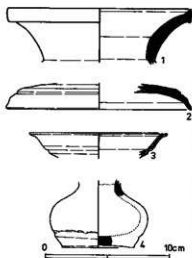
出土遺物中には陶質土器が多く含まれている。



第15図 馬場第1遺跡、遺構実測図
〔出土遺物〕

出土遺物の一部は、第16図に示したが、総量でも多くはない。第16図1は、摩滅しているため細部は明確でないが、いわゆる古式土師器に含まれるであろう。当遺跡の上限を知る資料である。第16図4は、いわゆる灰釉陶器である。類例を検討中であるが、11世紀代の製品であろう。

以上の他、P1から須恵馬片が出土している。また、各所で奈良時代の須恵器片が認められる。表土中からであるが、青磁の小片も一点出土している。



第16図 馬場第1遺跡出土遺物



写真7 B12遺物出土状況

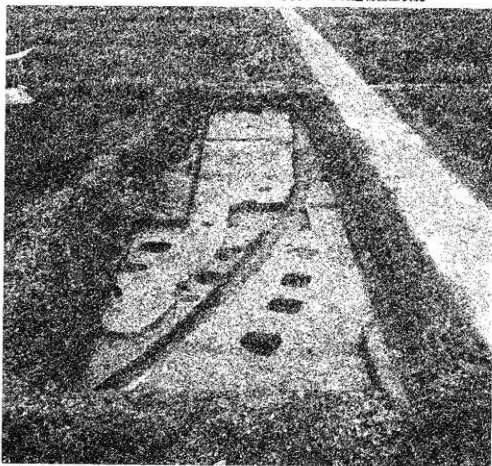


写真8 馬場第1遺跡発掘状況 (B12、13)

6. 西立遺跡

馬場第1遺跡に近接している。あるいは同一遺跡かとも思うが、馬場第1遺跡が営まれた時期には低地帯の一部であった可能性を持つ点や、遺跡の西端を調査した可能性が強いことなどから、一定西立遺跡とした。

遺構発見面の青灰色粘土層は、馬場遺跡の上部青灰色粘土に近いように思える。この青灰色粘土は、下部では砂質が強くなるが、地表下130～150cmで褐色ピート層となる。この褐色ピート層からは、一点だけであるが弥生～古墳前期ごろの上器片が採集された。

現水田面高は、海拔179cm程度で、馬場第1遺跡より10cm以上低い。しかし、この付近は、宇松山神明社付近から西に細長く伸びる微高地の西端に当り、基本的には微高地上に形成された遺跡の一部であろう。

調査は、A6区からA10区までの間を巾2mのトレンチで調査した。

A8区以上では、1950年代まで使用されていた水路が検出されただけである。

A6からA7区にかけては、溝状遺構、小ピット、井戸が検出された。

〔溝状遺構〕

巾70cm前後、深さ10～20cmの浅い溝であるが、トレンチを縦断するように20mにわたって発見された。



写真9 A10区掘削状況

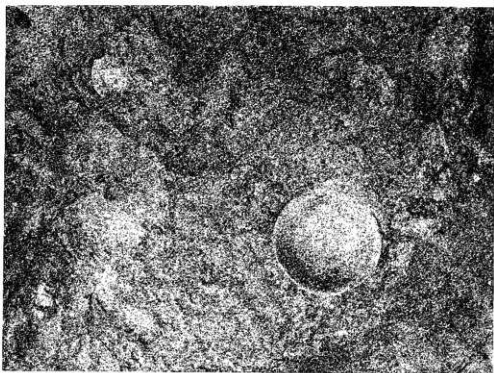


写真10 A7井戸遺物出土状況

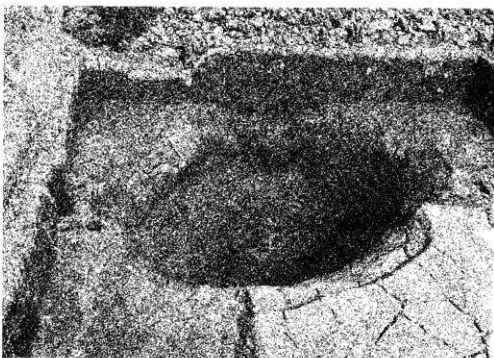


写真11 A7井戸発掘状況

内部からは、ごく少量の行基焼片が発見されたが、時期を決定するには至らなかった。

〔小ビット〕

径20～30cm、深さ10～20cmのビットが4個発見された。現代の攪乱ではないが、時期不明である。

〔旧水路〕

7区北端、10区北端の2箇所から発見された。いずれも昭和30年代の土地改良工事完成まで使用されていたものである。

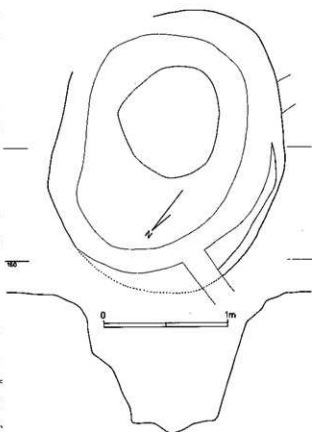
7区北端の水路からは、ごく少量の遺物が発見されただけであるが、10区北端の水路からは意外に多数の遺物が発見された。むろん、いわゆる現代物と混在しているが、墨書を持つ山茶碗や、青磁小片、白磁小片なども出土している。

〔井戸〕

A7区北端に半分用地外で発見されたため、拡張して完掘した。

発見面では、180×230cmの楕円形である。約20cmの間は、ゆるやかな傾斜で壁を構成しているが、下方に行くにしたがって急傾斜となる。底面は、80×90cmの不整形円形であるが、中央部はさらに10cmほど深く掘り下げられている。

内部には多量の泥炭が砂質粘



第17図 A7井戸完掘実測図

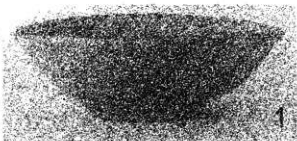


写真12 A7井戸内出土遺物

土と互層を見せて堆積している。

井戸枠の痕跡などは発見できなかった。

また、井戸底面は泥炭層に達している。

出土遺物は比較的多い。

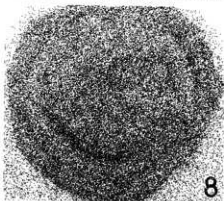
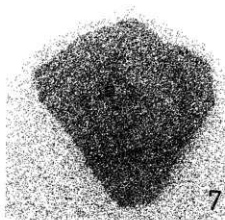
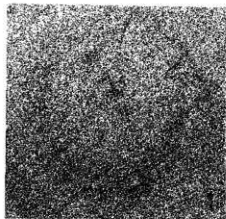


写真13 井戸内出土遺物

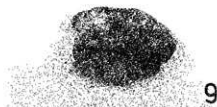
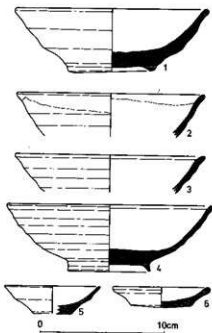


写真14 西立遺跡出土遺物



第18図 西立遺跡出土々器

(出土遺物)

A 7 区井戸内と A10 区旧水路跡から発見されたものが大半である。

第18図 1～5、写真12、13-1、14は、井戸内出土である。第18図 6は、A 7 区の旧水路内、写真13-7、8は、A10区旧水路内である。

(陶質土器)

井戸内出土の陶質土器は、比較的まとまりをもっている。

1～4は碗、5は小皿である。1は、高台部に「王」の墨書があり、唯一の完形品である。井戸がある程度埋没してから入れられたものであろう。床面から約50cm上で発見された。高台部には靱轂痕が認められる。4は、1に比較すると丁寧な作りであり、編年的にも一段階程度古く考えられる。2は、口縁部に灰釉が認められるが、いわゆる行基焼であろう。5は、これらに伴う小皿と考えると大過ないであろう。

6、7、8は、上記の例に比較すれば明らかに新しい時期のものである。高台部が巾広である点と、胎土に小砂礫が多く含まれ木目が荒い特徴をもっている。

以上のような特徴をもった陶質土器は、大須賀町清ヶ谷古窯群や、島田市旗指古窯群^{註2}などの生産遺跡が終末を向えた後の資料と考えられよう。また、湖西市宿北古窯などは、当遺跡の新しい段階に併行する例であろう。

行期焼の古い段階を旗指古窯群 8-1-2 号窯で代表させ、その年代を12世紀中葉と考えた場合、当遺跡井戸内出土例は、2段階程度新しく考えることができ、おおむね13世紀前葉を下らないころと考えられよう。

(青磁・白磁)

A 7 区井戸内、A10区旧水路より十数片出土している。特に、井戸内の例は、片切彫の花文を配した例や、輪花碗などが認められ、中国宋代の竜泉窯系、同安窯系の逸品である。

(ふいご)

写真14は、ふいごの小片である。井戸内から出土した。

(木器)

井戸内より数点出土した。性格は不明であるが、箸と思われる資料が含まれている。

註

註1. 市原寿文館『清ヶ谷古窯群白山窯跡』大須賀町教委 1979

註2. 松浦哲二他『国道1号島田バイパス建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概報』島田市教委 1974

註3. 山村 宏他『宿北及び筒川古窯』『埋蔵文化財発掘調査報告書』日本国有鉄道 1965

註4. 柴田 裕『静岡県下の灰輪陶器』『須恵器—古代陶質土器—の編年』静岡県考古学会 1979

註5. 足立順司『頭長銘の壺』『森町考古』森町考古研究会 1978

7. まとめ

以上において、青木、馬場、西立遺跡の報告を終るが、前二遺跡は、1982年度にも調査が予定されている。いずれの遺跡もすでに本年度調査において、多くの成果が得られており、今後さらに上積されることは、浅羽町の正しい歴史を知る貴重な資料となるであろう。直後にひかえた調査を前にして、当遺跡群に対して考察を加えることは、研究者としては控えたいところであるが、すでに古式土師器、須恵器、陶質土器について偏年的位置付けを行っている。1982年の調査において、これに対する矛盾が生じなければよいと考えている。

遺構・遺跡の性格に関しては、調査が地点的であり十分に把握できない。

馬場第1遺跡における掘立柱遺構は、現時点では7世紀中葉ごろと考えているが、山田猛氏（「七世紀初頭における集落構成の変質」『考古学研究28-3』）、小笠原好彦氏（「古代寺院に先行する掘立柱建物集落」『前掲書』）などの研究では、地域内での高い価値が指摘されているものである。

また、西立遺跡の井戸は、その一点では大きな発展を見せることはないであろうが、中園製青磁、ふいご、墨書土器などは、「浅羽庄司宗信」が歴史に登場する時期と大きなずれはなく、中世の地方豪族の実態を知る貴重な資料となるであろう。

これらの遺跡は、未来に対し豊かな農業のために破壊されるわけである。換言すれば、私達の生活を安定させ、あすの日本のために犠牲となって行くものである。何の役にもたたない瓦礫と呼ばれることのある遺跡は、現代の私達へ発展せしめた歴史である。これらに対し、正しい評価がなされないまま犠牲にすることは、遠くない将来、私達自身の足跡もまた瓦礫としか評価されなくなることを意味している。

貴重な文化財を、不当な評価でいたずらに破壊しないために、今一度私達は、自身の歴史を研究したいものである。

1982年3月31日発行◎

県営圃場整備事業に伴う埋蔵文化財
発掘調査報告書（昭和56年度分）

青木遺跡

馬場第1遺跡

西立遺跡

編集 静岡県磐田郡浅羽町教育委員会

発行

印刷 磐田郡浅羽町浅羽 樽松印刷